

運動指導歴証明書(受講資格②の方のみ)

※最終学歴の卒業証明書(又は卒業証書の写し)と併せてお送りください

受講申込者氏名																									
受講申込者住所	〒 ー																								
施設(団体)名称																									
1週の勤務日数	日間																								
運動指導の状況	指導に従事した期間 ^{西暦} 年 月 日 ~ ^{西暦} 年 月 日																								
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>指導に従事した時間</th><th>指導内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>月</td><td></td><td></td></tr><tr><td>火</td><td></td><td></td></tr><tr><td>水</td><td></td><td></td></tr><tr><td>木</td><td></td><td></td></tr><tr><td>金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>土</td><td></td><td></td></tr><tr><td>日</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		指導に従事した時間	指導内容	月			火			水			木			金			土			日		
		指導に従事した時間	指導内容																						
	月																								
	火																								
	水																								
	木																								
	金																								
	土																								
	日																								

上記の通りであることを証明します。

証明日 年 月 日

施設(団体)名称

※公印
(個人印不可)

印

施設(団体)代表者名

〒

施設(団体)所在地

T E L

- (注) 1 指導内容は、実態を正確に記述してください。
2 **施設(団体)の代表者の印は、公印(役職印)を用いてください。(個人印不可)**
3 この証明書に記載された運動指導歴は、裏面記載の算出方法により、こちらで換算します。
4 指導場所が複数の場合は、それぞれの指導場所についての証明書を提出してください。
なお、その際には、この様式を複写して使用してください。
5 第三者からの証明をいただけない場合は、受付いたしかねます。

運動指導に従事した経験(期間)の算出方法

1 共通事項

- (1) 運動の種目は、問いません。
- (2) 有給、無給の別は、問いません。
- (3) 在学中は、指導歴に算入しません。
- (4) 年数は、運動指導の状況が**1日4時間以上従事している場合を1日として、週5日以上となる場合を基準として記載しています。**
この基準を満たしていない場合は、下記2の方法により、運動指導に従事した経験(期間)を算出しますので、ご注意ください。
- (5) 運動指導歴証明書は、1施設ごとに分けて記入・換算してください。
- (6) 記載内容等によっては、指導歴として認められない場合がございます。

2 換算方法

(1) 1日の従事時間による換算

1日の運動指導に従事した時間によって、次のように換算します。

- ア. 1日4時間以上の場合、1日とする。
- イ. 1日1時間半以上4時間未満の場合は、0.5日とする。
- ウ. 1日1時間半未満の場合は、指導歴に算入しない。

(2) 1週の従事日数による換算

上記(1)の方法により換算して算出した1週間の従事日数によって、次のように換算します。

- ア. 5日以上となる場合は、運動指導歴証明書による「指導に従事した期間」を、そのまま運動指導に従事した経験(期間)とします。
- イ. 5日未満となる場合は、運動指導歴証明書による「指導に従事した期間」を、算出日数に応じて削減します。

(算出例)

運動指導歴証明書による「指導に従事した期間」が4年となっても、1週間の従事日数が換算の結果、3日となる場合、「指導に従事した期間」は、次のとおり2.4年と算出されます。

$$4年 \times 3日 \div 5日 = 2.4年$$

※したがって、受講資格②「3年以上運動指導に従事した経験」で受講申込みされた方で、1週間の従事日数が5日ではなく3日になる場合は、「指導に従事した期間」は4年では不足で、さらに1年間の指導が必要となります。